

加古郡圏域一般廃棄物処理基本計画

平成23年3月
(平成29年3月修正)
(令和3年3月修正)

稲美町 ・ 播磨町
加古郡衛生事務組合

目 次

1 一般廃棄物処理基本計画	
1-1 計画の目的	P 1
1-2 計画の位置付け(法的根拠)	P 2
1-3 計画対象区域	P 4
1-5 計画の範囲	P 4
1-6 計画の期間	P 4
2 本圏域の概要	
2-1 地理・地形的特性	P 5
2-2 人口推移	P 7
2-3 産業	P 9
2-4 土地利用	P 11
2-5 関連計画	
2-5-1 稲美町総合計画	P 12
2-5-2 播磨町総合計画	P 13
2-5-3 稲美町環境基本計画	P 14
2-5-4 播磨町環境基本計画	P 14
2-5-5 東播磨臨海広域市町村圏におけるごみ処理広域化計画	P 15
3 ごみ処理の概要	
3-1 対象となる廃棄物	P 17
3-2 一般家庭収集ごみの分別区分と排出方法	P 17
3-3 ごみの収集・運搬体制	P 18
3-4 処理実施主体	P 20
3-5 中間処理施設	P 21
3-6 最終処分場	P 22
3-7 その他の中間処理	P 23
3-8 ごみ処理の実績	P 24
3-8-1 年間排出量	P 24
3-8-2 ごみの性状	P 31
3-8-3 ごみ処理の流れ	P 34
4 ごみ処理行政の動向と課題	
4-1 ごみ処理行政の動向	P 35
4-1-1 国の動向	P 35
4-1-2 兵庫県の動向	P 36
4-2 ごみ処理の課題	P 35
4-2-1 ごみ処理の広域化	P 37
4-2-2 ごみ減量化の推進	P 37
4-2-3 事業系ごみの排出抑制	P 37
4-2-4 資源化の推進	P 37
4-2-5 不法投棄防止	P 37
4-2-6 分別収集品目の見直し	P 37
4-2-7 最終処分	P 37

5	ごみ処理基本計画		
5-1	ごみ処理基本計画	-----	P 38
5-1-1	基本理念及び基本方針	-----	P 38
5-1-2	計画目標年次	-----	P 38
5-2	ごみ処理基本計画目標	-----	P 39
5-3	目標達成のための指針	-----	P 40
5-4	発生抑制、資源化の取組の現状	-----	P 43
5-4-1	発生抑制の取組	-----	P 43
5-4-2	資源化の取組	-----	P 43
5-4-3	その他の取組	-----	P 43
5-5	ごみ排出量の予測	-----	P 44
5-5-1	家庭系ごみ排出量	-----	P 45
5-5-2	事業系ごみ排出量	-----	P 47
5-5-3	ごみ総排出量	-----	P 49
5-6	収集運搬計画	-----	P 51
5-6-1	分別して収集するごみの種類及び分別の区分	-----	P 51
5-6-2	収集区域	-----	P 52
5-6-3	ごみステーション	-----	P 52
5-6-4	ごみ中継	-----	P 52
5-6-5	収集・運搬車両	-----	P 52
5-6-6	ごみの戸別収集	-----	P 53
5-6-7	まとめ	-----	P 53
5-7	ごみの適正処理及び実施主体	-----	P 53
5-7-1	家庭系ごみ	-----	P 53
5-7-2	事業系ごみ	-----	P 54
5-8	目標達成のための施策	-----	P 55
5-8-1	家庭系ごみ	-----	P 55
5-8-2	事業系ごみ	-----	P 60
5-9	処理施設	-----	P 63
5-9-1	ごみ焼却施設	-----	P 63
5-9-2	リサイクルプラザ施設	-----	P 63
5-9-3	ストックヤード・資源化施設	-----	P 64
5-9-4	最終処分場	-----	P 65
5-9-5	サテライトセンター	-----	P 65

6	生活排水処理基本計画	
6-1	基本理念及び基本方針	P 66
6-1-1	基本理念	P 66
6-1-2	基本方針	P 66
6-2	生活排水の処理状況	P 67
6-2-1	生活排水処理の流れ	P 67
6-2-2	生活排水の排出状況	P 68
6-3	生活排水処理基本計画	P 69
6-3-1	生活排水処理計画	P 69
6-3-2	生活排水処理の現状と課題	P 69
6-4	し尿及び浄化槽汚泥処理基本計画	P 70
6-4-1	し尿及び浄化槽汚泥の処理の現状	P 70
6-4-1-1	し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移	P 70
6-4-1-2	し尿及び浄化槽汚泥の処理の現状と課題	P 70
6-4-1-3	し尿及び浄化槽汚泥の処理の状況	P 70
6-4-2	し尿収集人口及び浄化槽汚泥収集人口の予測	P 71
6-4-3	し尿排出量及び浄化槽汚泥排出量の予測	P 71
6-4-4	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬	P 71
6-4-4-1	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬目標	P 71
6-4-4-2	し尿及び浄化槽汚泥の収集区域の範囲	P 71
6-4-4-3	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の方法及び量	P 73
6-4-5	し尿及び浄化槽汚泥の処理	P 73
6-5	処理施設	P 73
6-6	その他の施策	P 74

1 一般廃棄物処理基本計画

1-1 計画の目的

一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」といいます。)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。

稲美町及び播磨町(以下「本圏域」といいます。)は、加古郡衛生事務組合を組織し、不燃粗大等のごみ、し尿及び浄化槽汚泥等の一般廃棄物を共同で処理していることから共通の基本計画を策定することによって、実施主体並びに責任を明確にするために加古郡衛生事務組合を加えた2町1事務組合にて平成22年度に「加古郡圏域一般廃棄物処理基本計画」を策定しています。その後、平成28年度に計画の修正を行いました。このたび広域処理施設の稼働に合わせて令和3年度までの計画期間(11年間)に変更します。

本圏域においては、平成24年度から小型家電の回収を実施、平成26年10月から事業系剪定枝の資源化を実施し、その後も雑紙や事業系草類の資源化や平成30年度から播磨町で先行実施していた蛍光灯に加えて水銀を含んだ廃棄物の適正な処理を行うために乾電池類等を分別回収を開始し、令和2年10月からは稲美町において事業系可燃ごみの指定袋制度を導入するなど、ごみ減量化・再資源化の取り組みを推進しています。

近年、人口減少・少子高齢化の進展、東日本大震災以降の大規模災害の頻発化、エネルギー及び循環資源としての廃棄物の役割の見直し、「水銀に関する水俣条約(平成29年8月発効)」の採択など、廃棄物を取り巻く情勢は大きく変化しています。これを受け、国においては、第五次環境基本計画(平成30年4月)及び第四次循環基本計画(平成30年6月)を策定し、社会・経済情勢の変化を踏まえた計画の見直しを行っています。

特に、平成30年6月に示された循環型社会形成推進に関する事項を定めた第四次循環型社会形成推進基本計画では、地域循環共生圏形成による地域活性化やライフスタイル全体での資源循環システムの構築や、地域住民や事業者と連携した地域循環の仕組みづくりや災害廃棄物対策の取組が求められています。

一方、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs)を中核とする「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」は、掲げられた持続可能な世界を実現するための17のゴールと付随する169のターゲットから構成されており、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。

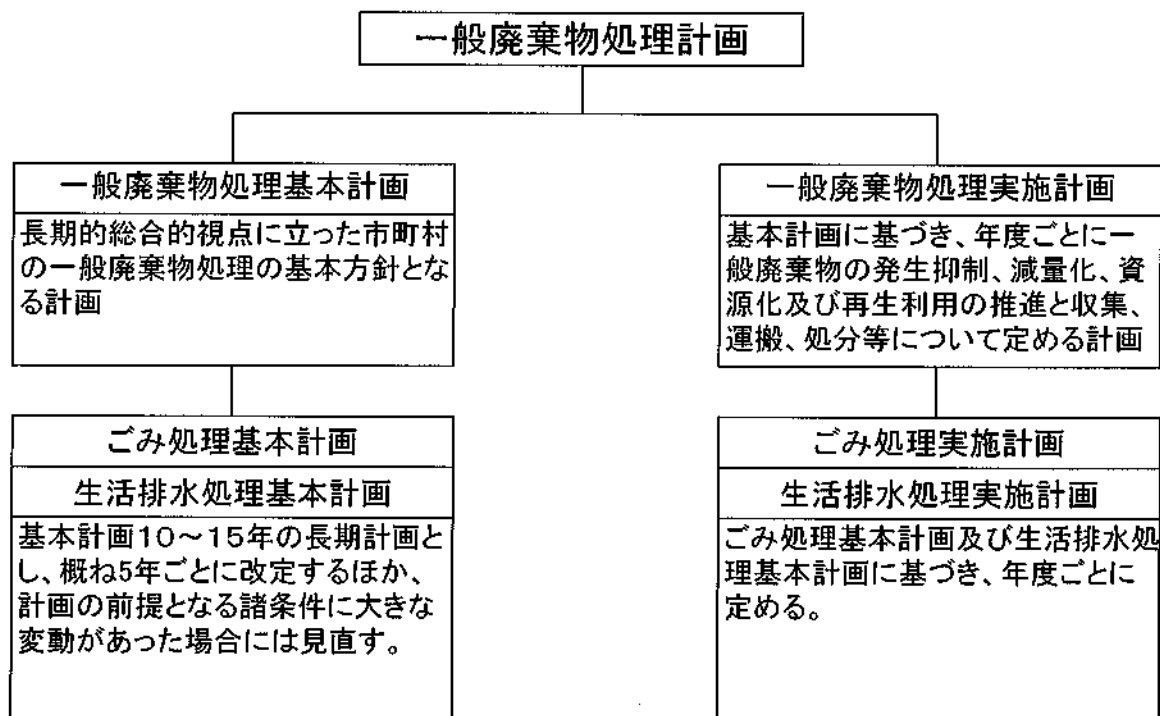
兵庫県では、平成30年8月に兵庫県廃棄物処理計画を改定し、県内における廃棄物の減量とその適正な処理に関する計画を示しています。

また、東播臨海広域市町圏(加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)におけるごみ処理広域化計画の策定(平成24年2月)に伴い、東播臨海広域市町圏における一般廃棄物(可燃ごみ及び不燃・粗大ごみに限ります。)の処理について、高砂市に事務の委託方式による共同処理の形で、令和4年度の施設稼働に向け、事務を進めているところです。ごみ処理の広域化を進めるにあたっては、東播臨海広域市町圏内で、分別区分やごみ減量の目標等統一する必要があります。それに合わせて、播磨町では高砂市の事業系可燃ごみを受け入れるとともに「播磨町広域ごみ処理中継施設」を整備し、できる限り現在と同様の形で住民及び事業者がごみを排出できるようにはかっています。稲美町では、広域ごみ処理施設の受入基準に合わせてごみ分別区分を見直しながら収集運搬体制の強化をはかっています。

本計画は、このような背景を踏まえつつ、本圏域の関連計画との整合性をはかり、一般廃棄物処理に関する方策や施策等について、総合的かつ中・長期的に促進するための基本方針を定めるものです。

1-2 計画の位置付け(法的根拠)

廃棄物処理法は、第6条第1項において「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」として、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上をはかりつつ一般廃棄物の適正な処理を行うため、市町村並びに一部事務組合に計画策定を義務付けています。また、同法施行規則第1条の3の規定により、一般廃棄物処理計画は次の2本建ての計画が必要となります。

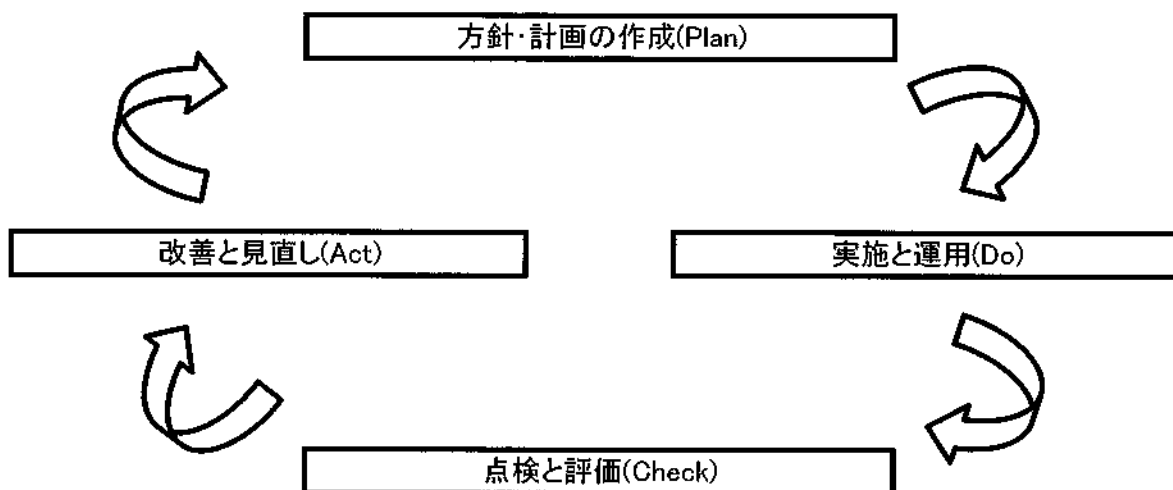


この計画は、ごみの減量、循環型社会の形成、良好な水環境の保全という目標への取組です。

事業が着実に進展し、目標が達成できるよう計画の推進と管理を行うことが必要です。

計画の推進にあたっては、住民・事業者・行政が本計画の目標を共有することが必要ですので、周知徹底と普及啓発を積極的に行うとともに、多くの住民・事業者からごみの減量に対する理解と協力が得られるよう働きかけを行います。

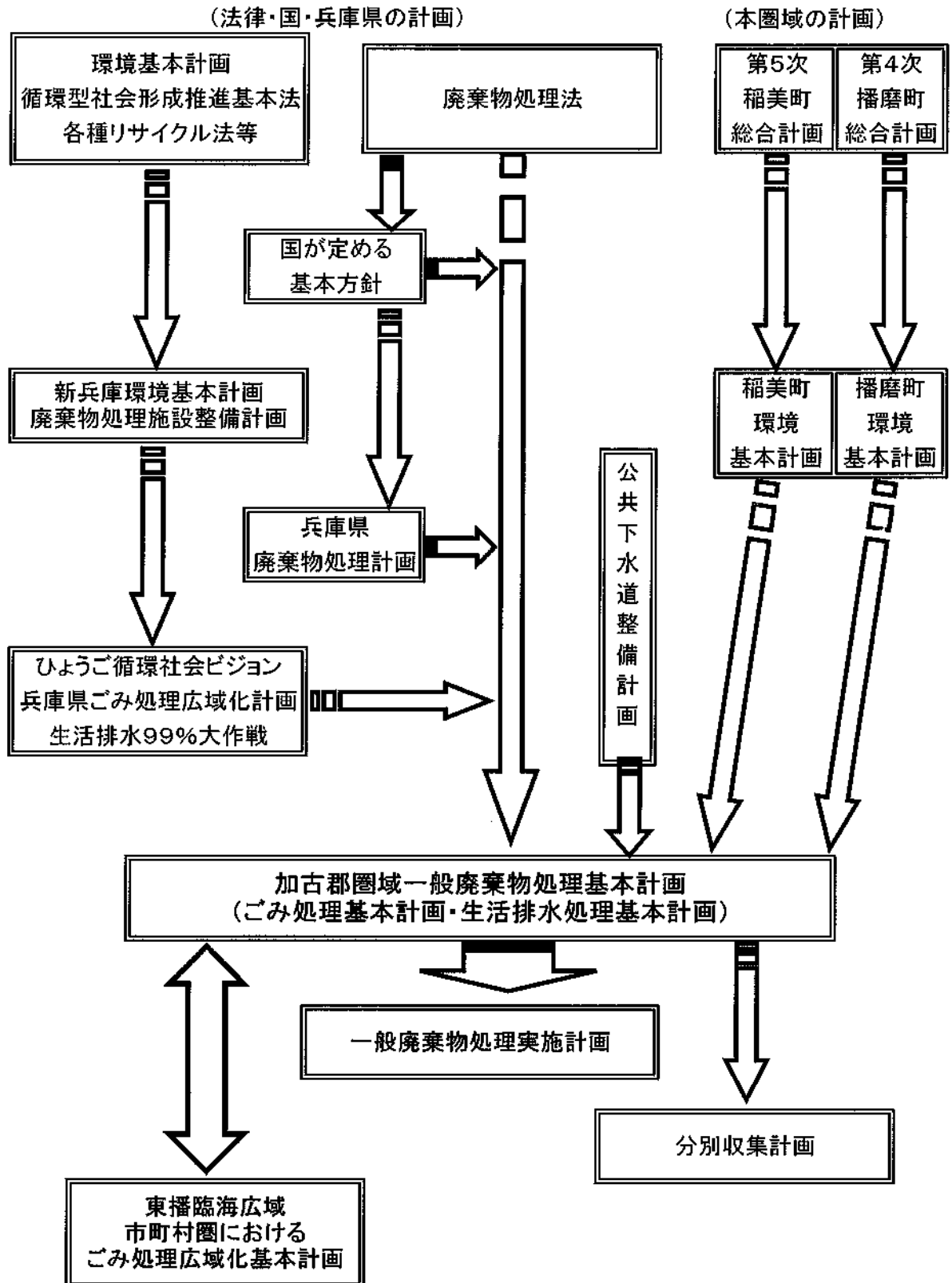
また、計画の管理については、Plan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)のいわゆるPDCAサイクルにより、継続的に自ら点検、見直し、評価を行います。



なお、計画の策定にあたりまして、「第5次稲美町総合計画」・「第4次播磨町総合計画」及び「稲美町環境基本計画」・「播磨町環境基本計画」の分野別の計画として位置づけられるとともに、国や兵庫県が定める基本方針や各種関連計画等に十分配慮しつつ、本圏域が作成する分別収集計画や下水道事業計画等との整合性をはかるものとします。

さらに、本計画の推進により、プラスチックごみによる海洋汚染問題など地球規模の環境問題の解決に繋げることで、SDGsの達成に貢献していきます。

本計画の位置づけを下記の表に示します。



1-3 計画対象区域

本圏域の全域とします。

	面積(K㎡)	人口(人)	世帯(世帯数)
稲美町	34.92	30,854	12,700
播磨町	9.13	34,712	15,220
圏域	44.05	65,566	27,920

※令和3年1月1日現在

1-4 計画の範囲

本計画で対象とする廃棄物は、本圏域で発生する一般廃棄物とします。

ただし、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針(環境省)」に基づき、排出者が自ら処理を行う廃棄物や『家電リサイクル法』等の対象となる廃家電等は、ごみ排出量を把握する対象から除外します。

また、特別管理一般廃棄物は、処理体系が異なるため、ごみ排出量を把握する対象から除外します。

1-5 計画の期間

本計画は、「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、平成23(2011)年度から令和3(2021)年度までの11年間を計画期間とします。また、計画策定の前提となっている法体系及び社会情勢等に大きな変化があった場合においては、必要に応じて見直しを行うこととします。

2 本圏域の概要

2-1 地理・地形的特性

本圏域は、播磨平野東部の東播磨地域に位置し、稲美町は、東は神戸市、南は明石市、西は加古川市、北は三木市に隣接し、万葉集に『いなみ野』と詠まれ、古くから人々が生活していた土地であり、水に恵まれない自然条件のもと、ため池等でかんがい用水を確保して豊かな田園環境を築いています。

播磨町は、南を瀬戸内海に面する臨海部に位置し、東は明石市、西と北は加古川市に隣接し、面積は9.09Km²と兵庫県下で最も小さな町で、その3割は海を埋め立てて造られた人工島です。広域幹線道路として、東西に国道250号線(明姫幹線)が町の中央に、国道2号線及び加古川バイパスとも隣接し、鉄道もJR山陽本線、山陽電鉄が東西方向に走り、JR土山駅、山陽電鉄播磨町駅がある交通の要所でもあります。



稲美町の気象

区分	気温			降水量 (mm)	平均風速 (m/S)
	平均 (°C)	最高 (°C)	最低 (°C)		
平成26年	15.5	35.8	-3.0	958.5	2.9
平成27年	16.2	36.5	-1.4	1,390.5	2.8
平成28年	16.7	36.0	-4.6	1,357.0	2.8
平成29年	15.7	35.2	-3.0	1,163.5	2.9
平成30年	16.3	35.8	-3.7	1,457.5	3.0
1月	3.9	15.3	-3.6	32.5	2.8
2月	3.9	15.3	-3.7	28.0	2.8
3月	10.1	22.5	0.1	149.5	3.2
4月	15.6	26.4	3.8	69.5	3.2
5月	19.1	29.2	8.5	176.5	3.1
6月	22.5	31.4	14.5	154.5	3.3
7月	28.5	35.7	21.9	352.0	3.1
8月	28.7	35.8	19.1	88.5	3.2
9月	23.5	32.5	14.2	298.5	3.1
10月	18.6	29.1	9.6	42.5	2.9
11月	13.2	22.7	2.1	4.0	2.6
12月	8.0	21.7	-1.5	61.5	2.9

播磨町の気象

区分	気温			降水量 (mm)	平均風速 (m/S)
	平均 (°C)	最高 (°C)	最低 (°C)		
平成26年	15.5	34.1	-2.0	1,038.5	3.7
平成27年	16.1	33.4	-1.0	1,427.5	3.7
平成28年	16.5	35.9	-3.7	1,264.5	3.7
平成29年	15.6	32.0	1.5	1,174.5	3.7
平成30年	16.1	35.5	-1.0	1,613.0	3.7
1月	4.4	14.1	-1.0	32.5	4.7
2月	4.2	12.9	-0.7	31.0	4.2
3月	9.5	19.6	-0.7	150.5	4.0
4月	14.6	23.4	4.0	83.5	3.6
5月	18.2	25.7	11.0	187.0	3.2
6月	21.8	29.7	14.0	187.5	3.1
7月	27.3	33.9	19.6	376.5	3.3
8月	28.2	35.5	22.0	110.0	3.3
9月	23.6	31.5	16.4	352.0	3.8
10月	18.9	29.2	8.5	40.0	4.0
11月	13.6	22.8	3.8	6.5	3.4
12月	8.5	21.5	-0.3	56.0	4.1

2-2 人口推移

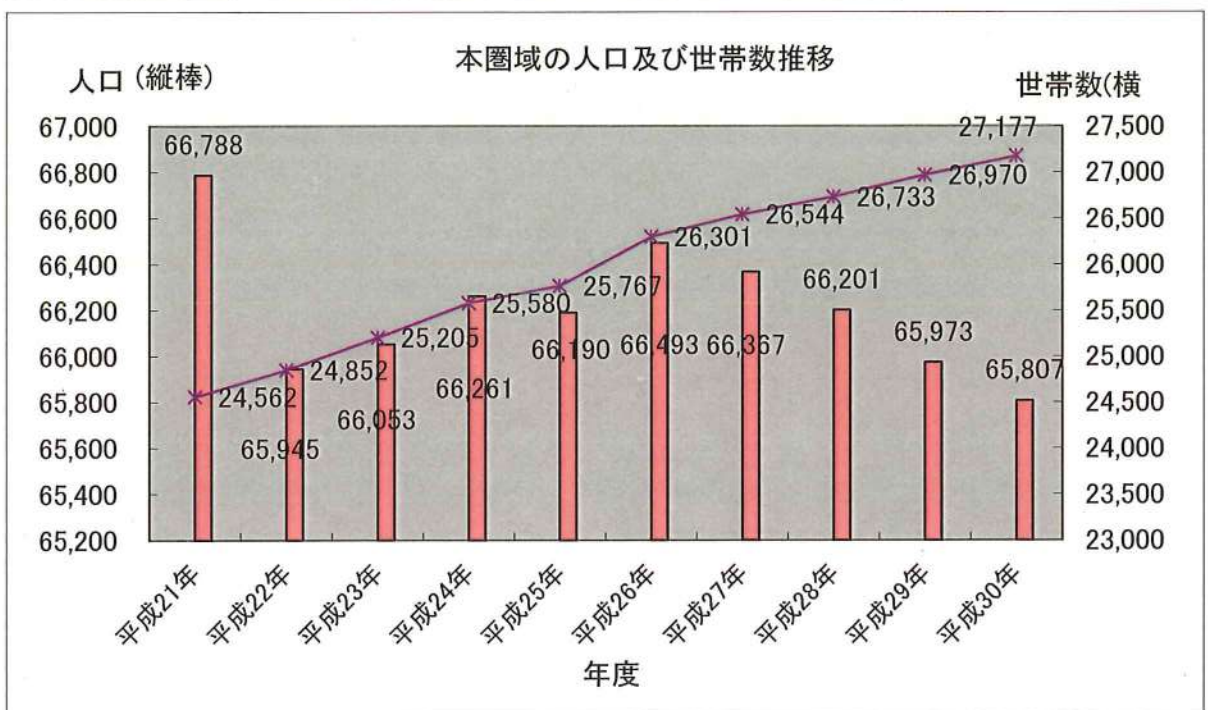
本圏域の人口、世帯数の推移は下記に示すとおりです。

稲美町の人口は、平成18年以降微減傾向にあり、世帯数は増加傾向にあります。

播磨町の人口は、横ばいから微増傾向にあり、世帯数は増加傾向を示しています。

年 度	人 口 (人)		
	稲美町	播磨町	合 計
平成21年	32,516	34,272	66,788
平成22年	31,761	34,184	65,945
平成23年	31,700	34,353	66,053
平成24年	31,603	34,658	66,261
平成25年	31,811	34,379	66,190
平成26年	31,745	34,748	66,493
平成27年	31,650	34,717	66,367
平成28年	31,539	34,662	66,201
平成29年	31,404	34,569	65,973
平成30年	31,259	34,548	65,807

年 度	世帯数(世帯)		
	稲美町	播磨町	合 計
平成21年	11,127	13,435	24,562
平成22年	11,312	13,540	24,852
平成23年	11,463	13,742	25,205
平成24年	11,574	14,006	25,580
平成25年	11,844	13,923	25,767
平成26年	11,988	14,313	26,301
平成27年	12,097	14,447	26,544
平成28年	12,229	14,504	26,733
平成29年	12,347	14,623	26,970
平成30年	12,419	14,758	27,177



本圏域における年齢別人口について整理したものを下記に示します。

年齢別にみると、15歳未満の若年層に対し65歳以上の人口が多くなっています。

また、男女別でみると、15歳未満では男性の方が多く、65歳以上では女性の方が多くなっています。

単位:人

項目		総数	年少人口 15歳未満	生産年齢人口 15~64歳	老年人口 65歳以上
稲美町	男	15,218	2,145	8,897	4,176
	女	15,802	1,965	9,014	4,823
	圏域	31,020	4,110	17,911	8,999
播磨町	男	16,409	2,523	10,041	3,845
	女	17,330	2,398	10,278	4,654
	圏域	33,739	4,921	20,319	8,499
圏域	男	31,627	4,668	18,938	8,021
	女	33,132	4,363	19,292	9,477
	圏域	64,759	9,031	38,230	17,498
人口割合 (%)			14.0	59.0	27.0

※別途年齢不詳者が稲美町において25名、播磨町において46名います。

※合計欄は、年齢不詳分も含んだ値のため合計が一致しない場合があります。

資料:平成27年 国勢調査

年齢5歳階層別人口

3500 3000 2500 2000 1500 1000 500 0



0 500 1000 1500 2000 2500 3000 3500

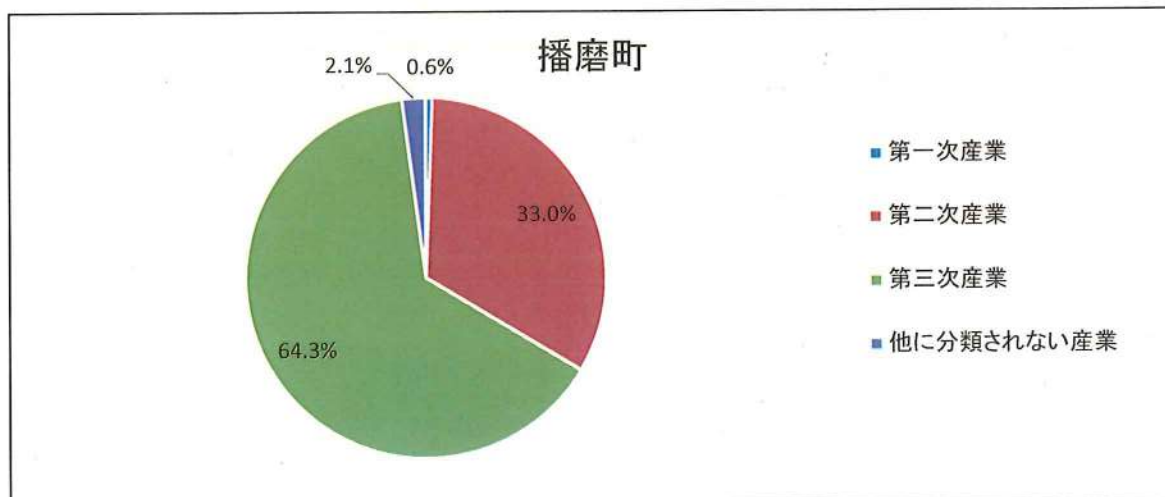
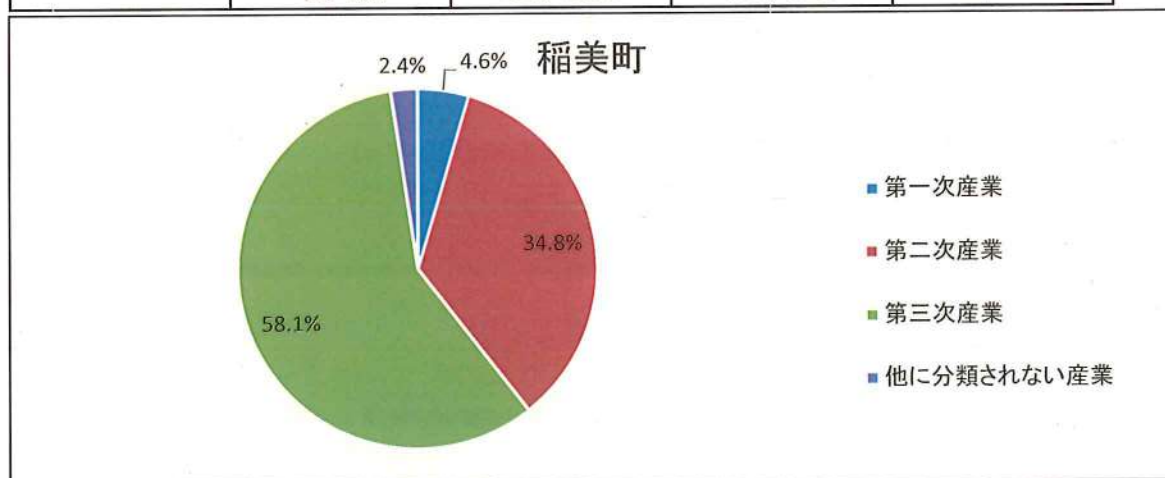
2-3 産業

国勢調査年における産業別人口(大分類)の推移は、次の表のとおりです。

第三次産業の全体に占める割合は、年々増加を続け、平成27年度には稲美町で58.1%、播磨町で64.3%となっており、第一次産業及び第二次産業は、稲美町で4.6%・34.8%、播磨町は0.6%・33.0%とそれぞれ横ばい、微減傾向にあります。

単位:人

分類		平成17年	平成22年	平成27年
第一次産業	稲美町	786	606	663
	播磨町	77	83	91
	圏域	863	689	754
第二次産業	稲美町	5,760	5,071	5,005
	播磨町	5,222	4,938	5,029
	圏域	10,982	10,009	10,034
第三次産業	稲美町	8,743	8,313	8,346
	播磨町	9,854	9,563	9,809
	圏域	18,597	17,876	18,155
他に分類されない産業	稲美町	160	400	350
	播磨町	254	450	322
	圏域	405	850	672
総数	稲美町	15,449	14,391	14,364
	播磨町	15,407	15,034	15,251
	圏域	30,856	29,425	29,615



平成27年度における本圏域の産業別人口の内訳は、下記のとおりです。

単位:人

区 分		稲美町	播磨町	合 計
第 一 次	農 業	661	74	735
	林 業 ・ 狩 猟 業	1	—	1
	漁 業 ・ 水 産 養 殖 業	1	17	18
第 二 次	鉱 業	—	1	1
	建 設 業 製 造 業	1,049 3,956	990 4,038	2,039 7,994
第 三 次 産 業	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	56	56	112
	情 報 通 信 業	167	1,168	2,171
	運 輸 業	836		
	卸 売 ・ 小 売 業	1,939	3,063	5,555
	飲 食 店 ・ 宿 泊 業	553		
	金 融 ・ 保 険 業	189		
	不 動 産 業	154	490	833
	医 療 ・ 福 祉	1,743		
	教 育 ・ 学 習 支 援 業	555	4,533	8,545
	複 合 サ ー ビ ス 事 業	188		
サ ー ビ ス 業	1,526			
公 務	440	499	939	
他 に 分 類 さ れ な い 産 業		350	322	672
合 計		14,364	15,034	29,398

平成28年度における本圏域の産業別事業所数の内訳は下記のとおりです。

分 類		事業所数
第 一 次 産 業	稲美町	6
	播磨町	1
	圏 域	7
第 二 次 産 業	稲美町	415
	播磨町	228
	圏 域	643
第 三 次 産 業	稲美町	649
	播磨町	780
	圏 域	1,429
他 に 分 類 さ れ な い 産 業	稲美町	71
	播磨町	—
	圏 域	71
総 数	稲美町	1,141
	播磨町	1,004
	圏 域	2,145

※サービス業に公務は含んでいません。

2-4 土地利用

平成30年度における本圏域の土地利用状況は、稲美町は「農地」が46.6%と、播磨町は「宅地」が57.7%と最も高くなっています。

稲美町

総面積 (km ²)	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
34.92	15.38	0.89	6.23	1.02	0.01	2.02	9.37

播磨町

総面積 (km ²)	田	畑	宅地	鉄軌道 用地	原野	その他
9.13	0.56	0.03	5.27	0.06	0.00	3.21

2-5 関連計画

2-5-1 稲美町総合計画(平成30年4月策定)抜粋

(1)基本理念

「人と緑のホームタウン いなみ」万葉の豊かさを協働でつなぐ 活力あふれるまちづくり

本町は、古くは万葉集に「いなみ野」と詠まれた地域の中心地でもあり、水に恵まれない台地であったこの地域を、先人が協力しあい苦勞して田畑を開墾し、ため池を築き、そして、時代の進展とともに大きく発展してきました。

「人と緑のホームタウン いなみ」は、こうした歴史・文化が息づく美しい田園景観、それと調和した安全で快適な住環境のもとで、人とひとが絆を深め、いきいきと暮らすことができるまち、すべての住民が稲美町をホームタウンとして愛着をもち、誇りに思えるまちを表現しています。

また、先人が残した豊かな自然環境・歴史・文化と、それを築いてきた精神を継承し、住民と行政が協働により、活力あるまちづくりを進めていこうとする姿勢を「万葉の豊かさを協働でつなぐ 活力あふれるまちづくり」と表しています。

(2)基本目標

基本目標1 自然と住環境が調和した安全で快適なまち

基本目標2 誰もが健康でいきいきと子どもの笑い声が響くまち

基本目標3 人とひとの絆を深め子どもの夢と志を育てるまち

基本目標4 地域の特性をいかした活力とにぎわいのあるまち

基本目標5 住民協働でつくる自立したまち

(3)基本方針

環境にやさしい暮らしの推進

循環型社会の実現をめざして、住民、事業者、行政の連携・協働により循環型ライフスタイルへの転換やごみの発生抑制、再利用、再資源化を推進するとともに、ごみ処理施設の適正な維持管理に努めます。また、将来のごみ処理の広域化に向けて準備を進めます。

快適な都市基盤の整備

生活環境の向上と河川やため池等の公共用水域の水質改善のため、下水道への接続を推進します。また、下水道事業、農業集落排水事業計画区域外の環境保全をはかるために合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、適切な維持管理や改築更新により、下水道事業の経営の効率化と健全化に努めます。

(4)施策の展開

(環境にやさしい暮らしの推進)

① 循環型ライフスタイルへの転換

小学校におけるごみ減量化についての学習や加古郡リサイクルプラザ等での再資源化教室等を開催します。また、マイバッグ持参運動を推奨するとともに、ごみの発生が少ない商品やリサイクル可能な商品の購入を推進するなど、消費生活をはじめ住民生活全般において循環型ライフスタイルへの転換を促進します。

② ごみの発生抑制、再利用、再資源化(3R)の推進

可燃ごみ量を減らすために生ごみの水切りと雑がみの分別を推進したり、現在の10種16分別の見直しを行うとともに、地域における集団回収活動を推進します。

また、家庭においてダンボールコンポストや釣鐘型コンポスト等による生ごみの堆肥化や分別収集を進め、ごみの発生抑制や再資源化に努めるとともに、加古郡リサイクルプラザと連携して粗大ごみの再利用化に取り組みます。

事業所に対しては、ごみ減量マニュアルの配布等を通じてごみの発生抑制について協力を呼びかけます。

また、ごみの収集体制については、自らごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者

や障がいのある人に配慮するなど、住民の利便性と地域の実情を考慮して適切な対応に努めます。

③ 処理施設の整備

稲美町清掃センターについては、安全性に配慮し計画的に点検や改修工事を実施していくとともに、広域で実施する新しい施設が稼働するまで延命化をはかります。また、広域ごみ処理施設については、令和4年4月の稼働に向け、2市2町で協力しながら準備を進めます。

(快適な都市基盤の整備)

① 下水道接続の推進

下水道が果たす役割を積極的に啓発するとともに、住民一人ひとりの環境保全への認識を高め、下水道未接続の解消を推進します。

② 下水道の整備

下水道整備計画区域内の整備を進め、水洗化率99%をめざすとともに下水道管の清掃など適正な維持管理に努めます。

浸水対策として雨水幹線の整備を進め、雨水災害に対する安全・安心の向上に努めます。

③ 合併処理浄化槽設置の推進

下水道事業、農業集落排水事業計画区域外においては、家庭からの生活雑排水やし尿を効率的に処理する合併処理浄化槽の設置を推進します。

④ 健全経営の推進

経営状況と財政状況を明確にし、経営の効率化・健全化を図るため、地方公営企業法の適用公営企業会計方式の導入により、安定的な下水道事業の運営に努めるとともに、下水道への接続率を高め使用料等の収入を確保することで、安定した財政運営に努めます。

(快適な生活環境の実現)

③ し尿の適正処理

下水道事業や農業集落排水事業の区域内については接続を推進するとともに、区域外については合併処理浄化槽の設置を推進します。

2-5-2 播磨町総合計画(平成23年4月策定)抜粋 (令和2年度改定中)

(1)基本理念

まちが いきいき きらめくはりま ~ 未来につなげる みんなのまちづくり ~

1 ふるさと愛あふれるまちづくり

まちづくりの主役は住民一人ひとりであり、自発的な住民活動を支援し、まちを活性化していくことが求められています。教育や芸術文化活動、自然体験学習、生涯学習などにおいて、まちの特性をいかした取り組みなどを進め、住民一人ひとりが町に誇りをもち、町を愛し大切にする心や人を育むまちづくりを目指します。

2 人とひと、人と地域が響き合うまちづくり

まちづくりは住民をはじめ、地域の活動団体、行政や事業者などのさまざまな主体が連携して活動の輪を広げながら進めていく必要があります。

住民自らが地域の担い手として参画できるよう、住民と行政の意見交換や交流などを通じて協働の仕組みをつくり、それぞれが役割と責任をもち、ともに歩むまちづくりを目指します。

3 安心して快適に暮らせるまちづくり

住民一人ひとりが快適でうるおいのある生活を送るには、安全・安心であることが重要となります。自然災害による防災面をはじめ、防犯、環境保全、健康、福祉などにおける安全・安心を確保し、子どもから高齢者までのあらゆる世代が健やかに快適な生活を送ることができるまちづくりを目指します。

4 コンパクトで活力あるまちづくり

本町の面積は、9.13Km²と県下で最も小さな町であり、歴史や文化が息づく、地域と自然が調和したまちです。また、公園施設や文化施設、スポーツ施設をはじめ、子育て支援施設や教育施設などの社会資源が充実しており、住宅地区と工業地帯が共存しているなど、小さな町の中に生活に必要な機能を備えています。

まちの資源を有効活用するとともに、コンパクトさから生まれる人の交流やネットワークをいかし、地域の支え合い・助け合いを深め、播磨町だからこそできるきめ細やかでいきいきと暮らせる活力あるまちづくりを目指します

2-5-3 稲美町環境基本計画(平成24年4月策定)抜粋

(1)基本理念

いなみ野の自然と人の心を守り育むまち

(2)基本目標

① 循環型社会の実現

② 地球温暖化対策の推進

③ 自然環境との共生

④ 快適な生活環境の実現

⑤ 環境教育の推進

(3)重点的取り組み

○省エネルギーを基本とした新しいライフスタイルの推進

○事業者・家庭部門での温室効果ガス排出削減に向けた啓発

○ごみの発生抑制、資源化の推進

○低公害車の普及、公共交通機関・自転車の利用推進

○“池”産地消の推進と食農教育の促進

○自然エネルギー、再生可能エネルギーを利活用した取り組みの推進

○稲美町自然環境調査(動植物)の実施

○ため池の水質改善と生き物の保全

○快適な都市基盤(道路・交通・上下水道)の整備

○まちの美化、緑化活動の推進、モラル・マナーの向上

○環境教育プログラムの充実と人材育成

○発達段階に応じた環境教育の推進

○世代を超えた環境出前講座の開催

地球温暖化をはじめとする環境問題は、日常生活や事業活動などあらゆる人間活動に起因していることから、社会を構成する全ての主体が自らの問題として認識し、それぞれの立場でできることから取り組みを進めていくことが必要です。

2-5-4 播磨町環境基本計画(平成23年3月策定)抜粋 (令和2年度改定中)

(1)めざすべき環境像

みんなで育む 豊かな環境のまち はりま

(2)基本目標

○地球にやさしい省・創エネルギーの取り組み(地球温暖化対策)

○ごみの減量、リサイクル化等の推進(循環型社会)

○うるおいのある自然環境の創出(自然環境・生物多様性)

○快適で安心安全な生活環境の整備(地域環境)

○環境意識の向上と環境学習の推進(環境教育)

○環境と経済の好循環化(環境経済)

(3) 取り組むべき施策内容

<地球温暖化対策>

- ①地球温暖化防止対策の組織体制の整備
- ②家庭における地球温暖化防止対策の推進
- ③事業活動における地球温暖化防止対策の推進
- ④環境や人にやさしい交通環境の整備
- ⑤再生可能エネルギーの効率的な利用促進

<循環型社会>

- ①4R活動の推進及びグリーンコンシューマーの育成
- ②家庭ごみの減量化・資源化の推進
- ③事業系ごみの減量化・資源化の推進
- ④廃棄物の適正処理の確保

<自然環境・生物多様性>

- ①生物多様性への配慮、自然保護意識の普及啓発
- ②歴史的、文化的資源の保護
- ③水、土壌環境の監視などの推進
- ④生活排水対策の推進
- ⑤緑化の推進、やすらぎの緑空間の整備

<地域環境>

- ①環境と調和のとれた生活空間の整備
- ②大気環境の保全対策の推進
- ③騒音・振動対策の推進
- ④悪臭防止対策の推進
- ⑤事業所の排水監視、指導の実施
- ⑥住民、事業者のモラル・マナーの向上

<環境教育>

- ①地域コミュニティ活動の支援
- ②地域の環境特性を活かした取り組みの推進
- ③学校における環境教育の充実
- ④地域における環境学習の支援
- ⑤環境活動における人材の育成
- ⑥環境情報の共有と発信

<環境経済>

- ①環境に配慮した事業者の育成、増大
- ②環境産業の創出・育成
- ③環境影響評価の推進
- ④グリーンコンシューマー活動の推進

2-5-5 東播臨海広域市町圏におけるごみ処理広域化計画

(1) 経緯等

平成19年度 東播臨海広域行政協議会においてごみ処理広域化について検討開始

平成22年度 ごみ処理広域化実現可能性調査を実施

平成22年12月 加古川市、高砂市、稲美町、播磨町(以下「2市2町」という。)がごみ処理の広域化に参加する意思を表明

平成23年度 ごみ処理広域化基本計画を策定
平成24年度 用地選定委託
平成25年2月 処理施設建設用地が高砂市に決定
平成25年度 ごみ処理方式選定、広域ごみ処理施設整備基本計画策定
平成26年12月 事務委託について2市2町で議決
平成26年度 運営方式の選定、公設民営方式(DBO方式)に決定
平成27年4月 高砂市が他市町から広域ごみ処理事業に係る事務を受託
平成27・28年度 広域ごみ処理施設事業者選定、生活環境影響調査
平成29年2月 播磨町が高砂市の事業系可燃ごみの受入を開始、加古川市が高砂市の家庭系可燃ごみ及び不燃粗大ごみの受入開始
平成29年度 高砂市美化センター施設解体、広域ごみ処理施設建設開始
令和4年4月 広域ごみ処理施設稼働予定
※広域ごみ処理施設の試運転に伴い、令和4年4月より前に広域ごみ処理施設で中間処理する場合がある。

(2)基本構想(理念)

東播臨海広域市町圏を構成する2市2町は、互いに役割を分担しながらごみ処理に関する施策、事業の広域化により、ごみ処理の効率化を図り、周辺環境に配慮した施設の建設を目指すとともに、環境学習・環境教育を推進し、資源化・ごみ減量化を促進する循環型社会の構築を図る。

(3)基本方針

1. 環境負荷を低減する。
2. 循環型社会の構築を目指す。
3. 省エネルギーを推進する。
4. 経営の効率化を図る。
5. 安全で安定した長寿命施設を整備する。

(4)施設整備の目標年次

令和4年度

(5)広域化の対象施設及び方式

可燃ごみ処理施設(429t/日)及び不燃・粗大ごみ処理施設(34t/日)

可燃ごみ:ストーカー式 不燃・粗大ごみ:低速破砕機+高速破砕機+選別機

※大阪湾フェニックスの第3期事業の動向を見ながら最終処分場についても設置する。また今後資源化施設の建設について検討する。

(6)事業者及び建設運営費

建設工事:株式会社神鋼環境ソリューション

運營業務:株式会社高砂環境サービス

※株式会社神鋼環境ソリューション、神鋼環境メンテナンス株式会社、株式会社IHI環境エンジニアリングの3社共同出資により設立した特別目的会社

建設工事請負契約:23,815,982,880円(消費税及び地方消費税含む)

運營業務委託契約:13,500,341,280円(消費税及び地方消費税含む)



(東播臨海広域クリーンセンター 完成予想図)

3 ごみ処理の概要

3-1 対象となる廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、本圏域で発生する一般廃棄物とします。

ただし、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針(環境省)」に基づき、排出者が自ら処理を行う廃棄物や『家電リサイクル法』等の対象となる廃家電等は、ごみ排出量を把握する対象から除外します。

また、特別管理一般廃棄物は、処理体系が違うため、ごみ排出量を把握する対象から除外します。

3-2 一般家庭収集ごみの分別区分と排出方法

一般家庭から排出される家庭ごみは、稲美町では11種18分別、播磨町では12種17分別に分別しています。

本圏域における家庭系ごみと種別ごとの代表的な排出方法を下の表に示します。(平成30年度)

分別区分	稲美町	播磨町
可燃ごみ	中身の見える袋に入れて、名前を書か か名札を付けて出す。	中身の見える袋に入れて、名前を書 いて出す。
不燃ごみ	必ず透明な袋に入れて、名前を書か か名札を付けて出す。	小さいものは中身の見える袋又は箱 に入れて出す。
粗大ごみ	誰が出したか分かるようにして出す。	石油ストーブの中の灯油と乾電池は 必ず取り除く。
あきびん	軽く水洗いして、「無色透明」「茶」「青・ その他」の3種類に分けて出す。	軽く水洗いして、「無色透明」「茶」「青・ その他」の3種類に分けて出す。
あき缶	必ず透明な袋を使用する。スプレー缶 やカセットガスビンペ等を入れない。	中身を空にして、汚れたものは軽く水 洗いする。
ペットボトル	キャップとラベルを外し、水洗いし軽く 踏みつぶして回収用のカゴに入れる。	キャップとラベルを外し、中を水洗いし 軽くつぶして回収用のカゴに入れる。
プラスチック製 容器包装類	汚れているときは洗って出す。チューブ 式の場合は可燃ごみとして出す。	汚れているときは洗って出す。チュー ブ式の場合は可燃ごみとして出す。
紙類	「新聞」「雑誌」「段ボール」「飲料用紙 パック」「雑紙」の5種類に分けてひもで 括って出す。	「新聞」「段ボール」「飲料用紙パック」 「その他の紙」の4種類に分けてひもで 括って出す。
布類	中身の見える袋に入れて、名前を書か か名札を付けて出す。	中身の見える袋に入れて出す。座布 団など中に綿が入っているものは可 燃ごみで出す。
蛍光灯	割れないように回収用のカゴに入れ る。LEDランプや割れたものは不燃ご みで出す。	割れないように蛍光灯だけを回収用 のカゴに入れる。
乾電池	電極をテープで絶縁して透明な袋に入れ て回収用のカゴに入れる。	電極をテープで絶縁して中身の見える 袋に入れて回収用のカゴに入れる。
スプレー缶	キャップを取り中身を出し切り穴をあけ て回収用のカゴの袋に入れる。	
食用廃油		廃油回収ステーションに設置の回収 容器に入れる。

※平成30年度から、稲美町は蛍光灯と乾電池、播磨町は乾電池の分別収集を開始しています。

3-3 ごみの収集・運搬体制

家庭系ごみの収集回数・収集方法を下の表に示します。本圏域の収集方法は、各地区ごとに定められた集積場所に各家庭のごみを排出する「ステーション回収方式」です。

稲美町は委託方式で収集し、播磨町は町の直営で収集しています。

分別区分ごとの排出場所としてのごみステーション数を示しています。

(平成30年度)

分別区分		収集運搬形態		収集回数	排出場所	
家庭系ごみ	可燃ごみ(燃えるごみ)	稲美町	委託方式	2回/週	ごみステーション(約650ヶ所)	
		播磨町	直営方式		ごみステーション(約430ヶ所)	
	不燃ごみ(燃えないごみ)	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約650ヶ所)	
		播磨町	直営方式		ごみステーション(約430ヶ所)	
	粗大ごみ	稲美町	委託方式	3回/年	ごみステーション(約110ヶ所)	
		播磨町	直営方式	1回/月	ごみステーション(約130ヶ所)	
	資源ごみ	あきびん類(分別)	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)
			播磨町	委託方式		ごみステーション(約100ヶ所)
		ペットボトル	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)
			播磨町	直営方式		ごみステーション(約130ヶ所)
		あき缶類(分別)	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約650ヶ所)
			播磨町	直営方式		ごみステーション(約130ヶ所)
		プラスチック製容器類	稲美町	委託方式	1回/週	ごみステーション(約650ヶ所)
			播磨町	直営方式		ごみステーション(約430ヶ所)
		紙類(分別)	稲美町	委託方式	2回/月	ごみステーション(約110ヶ所)
			播磨町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)
		布類	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)
			播磨町	委託方式		ごみステーション(約110ヶ所)
スプレー缶等	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)		
蛍光灯・乾電池	稲美町	委託方式	1回/月	ごみステーション(約110ヶ所)		
	播磨町	委託方式		ごみステーション(約110ヶ所)		
食用廃油	播磨町	直営方式	1回/月	各コミセン、ごみステーション(一部)		

収集しないごみ

<p>事業系ごみ</p>	<p>店舗、事務所、事業所の一般廃棄物</p>	<p>業者自ら、または収集運搬許可業者に委託して、処理施設に搬入することが義務付けられています。 搬入処理手数料 130円/10kg</p>
<p>引越の際などに出る一時の多量ごみ、一般家庭から排出されるオートバイ(但し、播磨町は排気量50cc未満は収集)、自動車の部品、タイヤ、バッテリー、消火器、ドラム缶、農機具等の大型機械類、農薬、劇薬、ピアノ、仏壇、廃油(固化処理されていないもの)、耐火金庫、FRP船、石、家屋の改造・解体による建築廃材(がれき類、スレートなど)</p>		<p>排出者自ら、または収集運搬許可業者に委託して、処理施設に搬入する。 ※引越ごみを引越業者が、直接、処理処理に搬入することは廃棄物処理法施行規則によりできません。</p>

扱わないごみ

ごみ品目	主な処理相談先
<p>テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン</p>	<p>家電リサイクル法対象品は、購入先(買い替えも含む)の販売店 または 兵庫県電機商業組合加盟の協力店</p>
<p>産業廃棄物、建築廃材(住宅設備、材木、ブロック等)</p>	<p>(一社)兵庫県産業資源循環協会 または 請負業者など</p>
<p>オートバイ</p>	<p>購入店 または 自動車修理工場・解体業者</p>
<p>自動車の部品</p>	<p>購入店 または 二輪車リサイクルコールセンター</p>
<p>プロパンガスボンベ</p>	<p>ボンベに記載されている販売店 または (一社)LPガス協会</p>
<p>消火器(汚損しているもの)</p>	<p>消防設備取扱店 または (株)消火器リサイクル推進センター</p>
<p>薬品、農薬等</p>	<p>購入店 または 製造元 または 農協(農薬の場合)</p>
<p>薬品、農薬等</p>	<p>購入店 または シンナー取扱店</p>
<p>注射器など感染性医療廃棄物</p>	<p>受診された医療機関 または 薬局</p>
<p>FRP船</p>	<p>(一社)日本マリン事業協会リサイクルセンター</p>

3-4 処理実施主体

区分		処理・保管の実施施設	
可燃ごみ(燃えるごみ)	稲美町	稲美町清掃センター	
	播磨町	播磨町塵芥処理センター	
不燃ごみ(燃えないごみ)	稲美町	加古郡リサイクルプラザ	
	播磨町		
粗大ごみ	稲美町	加古郡リサイクルプラザ	
	播磨町		
資源ごみ	あきびん類(分別)	稲美町	資源化業者
		播磨町	
	ペットボトル	稲美町	加古郡リサイクルプラザ
		播磨町	
	あき缶類(2分別)	稲美町	廃品回収業者又は資源化業者 播磨町塵芥処理センター 空き缶プレス施設
		播磨町	
	プラスチック製容器類	稲美町	加古郡ストックヤード
		播磨町	
	紙類(4・5分別)	稲美町	廃品回収業者又は資源化業者
		播磨町	
	牛乳パック	播磨町	播磨町塵芥処理センター内 牛乳パック保管場所
	布類	稲美町	廃品回収業者又は資源化業者
		播磨町	
	スプレー缶等	稲美町	廃品回収業者又は資源化業者
	蛍光灯	稲美町	加古郡リサイクルプラザ内 蛍光灯・乾電池等保管施設
		播磨町	
乾電池類	稲美町	加古郡リサイクルプラザ内 蛍光灯・乾電池等保管施設	
	播磨町		
食用廃油	播磨町	資源化業者	
剪定枝(事業系)	稲美町	加古郡ストックヤード内 剪定枝資源化設備	
	播磨町		
草類(事業系)	稲美町	加古郡ストックヤード 草類保管場所	
	播磨町		

3-5 中間処理施設

(1)中間処理施設概要

ごみ焼却施設については、稲美町清掃センターが平成8年4月から、播磨町塵芥処理センターが平成4年4月から稼働し、不燃粗大ごみ処理施設については、加古郡リサイクルプラザが平成10年4月から稼働し、町内で発生する家庭系ごみと事業系ごみを焼却・資源化处理しています。

本圏域におけるごみ焼却施設は、長い歴史があり導入実績が多く安全性の高いストーカー式焼却炉であり、階段式火格子でごみを移動させ、緩やかに燃焼させる安定した焼却方式です。

リサイクルプラザでは、不燃・粗大ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類や剪定枝などの資源化处理しています。

(焼却施設)

名 称	稲美町清掃センター
処理方式	バッチ式ストーカ炉
能 力	30t/日(15t×2炉)
竣 工	平成8年4月稼働
設置者	稲美町

名 称	播磨町塵芥処理センター
処理方式	準連式ストーカ炉
能 力	90t/日(45t×2炉)
竣 工	平成4年4月稼働
設置者	播磨町

(不燃・粗大ごみ処理施設)

名 称	加古郡リサイクルプラザ
処理方式	二軸式+高速回転式破砕
能 力	15t/5H
竣 工	平成10年4月稼働
設置者	加古郡衛生事務組合

(資源化施設)

名 称	播磨町塵芥処理センター内 あき缶プレス施設
処理方式	圧縮成形方式
能 力	1t/5H
竣 工	平成5年4月稼働
設置者	播磨町

名 称	加古郡ストックヤード
処理方式	圧縮梱包
能 力	10t/5H
竣 工	平成13年3月稼働
設置者	加古郡衛生事務組合

名称	加古郡リサイクルプラザ内 ペットボトル処理施設
処理方式	圧縮減容梱包
能力	0.5t/5H
竣工	平成10年4月稼動
設置者	加古郡衛生事務組合

名称	加古郡ストックヤード内 剪定枝破碎設備
処理方式	高速回転式破碎
能力	8.5t/5H
竣工	平成26年4月稼動
設置者	加古郡衛生事務組合

(中継・保管施設)

名称	播磨町塵芥処理センター内 牛乳パック保管場所
処理方式	コンテナ方式
能力	容量 200m ³
竣工	平成5年4月稼動
設置者	播磨町

名称	加古郡リサイクルプラザ内 蛍光灯・乾電池等保管施設
処理方式	専用回収ボックス方式
能力	容量 120m ³
竣工	平成30年4月稼動
設置者	加古郡衛生事務組合

(展示設備)

名称	加古郡リサイクルプラザ内 学習・啓発棟
面積	867m ²
竣工	平成10年4月稼動
設置者	加古郡衛生事務組合

3-6 最終処分場

名称	稲美町安定型一般廃棄物最終処分場
面積	11,032m ²
容量	42,157m ³
残余容量	30,247m ³ (令和2年3月)
受入開始	昭和63年9月稼動
設置者	稲美町

名称	大阪湾広域臨海環境整備センター 神戸沖埋立処分場
面積	880,000m ²
容量	15,000,000m ³
残余容量	3,670,000m ³ (平成31年3月)
受入開始	平成13年12月稼動
設置者	大阪湾広域臨海環境整備センター

3-7 その他の中間処理

- ・紙類は、委託業者により資源化をしています。
- ・廃プラスチック容器類、ペットボトルは、委託業者により資源化をしています。
- ・布類は委託業者により資源化をしています。
- ・空きびん類は委託業者により資源化をしています。
- ・廃蛍光灯、乾電池などの水銀使用廃製品は委託業者により資源化をしています。
- ・稲美町管内のスプレー缶は、委託業者により資源化をしています。
- ・播磨町管内の廃食用油は売却業者により資源化をしています。

3-8 ごみ処理の実績

3-8-1 年間排出量

本圏域における過去5年間の年度別ごみ排出量を下の図に示します。

平成30年度の可燃ごみは、平成26年度から稲美町は約5.3%(約467t/年)減少、播磨町は約17.8%(約1,560t/年)減少していますが、稲美町の事業系ごみは増加しています。

不燃・粗大ごみについては、稲美町は約23%(130t/年)増加、播磨町は約20%(133t/年)増加しています。資源ごみについては、集団回収とともに減少傾向にありますが、事業系ごみについては、剪定枝の資源ごみが増加しています。

ごみの年間総排出量の推移(実績)

単位:t

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
可燃ごみ	稲美町	8,848	8,722	8,441	8,615	8,381
	播磨町	8,768	8,561	8,453	8,307	8,186
	圏 域	17,616	17,283	16,894	16,922	16,567
不燃ごみ	稲美町	241	250	248	250	263
	播磨町	164	166	162	171	179
	圏 域	405	416	410	421	442
粗大ごみ	稲美町	325	337	345	371	433
	播磨町	514	511	535	547	632
	圏 域	839	848	880	918	1,065
資源ごみ	稲美町	354	355	356	363	382
	播磨町	931	851	825	823	788
	圏 域	1,285	1,206	1,181	1,186	1,170
家庭系・事業系ごみ 総排出量	稲美町	9,764	9,659	9,876	10,233	9,828
	播磨町	10,579	10,454	10,303	10,114	10,139
	圏 域	20,343	20,113	20,179	20,347	19,967
集団回収	稲美町	1,148	1,083	1,058	1,034	950
	播磨町	879	745	721	750	752
	圏 域	2,027	1,828	1,779	1,784	1,702
ごみ総排出量	稲美町	10,912	10,742	10,943	11,267	10,778
	播磨町	11,458	11,199	11,024	10,864	10,891
	圏 域	22,370	21,941	21,967	22,131	21,669
うち資源化量	稲美町	1,831	1,822	1,837	1,801	1,789
	播磨町	2,158	2,122	2,039	2,021	2,112
	圏 域	3,989	3,944	3,876	3,822	3,901
うち最終処分量	稲美町	1,460	1,347	1,306	1,318	1,266
	播磨町	1,386	1,287	1,330	1,131	1,083
	圏 域	2,846	2,634	2,636	2,449	2,349
減量化率	稲美町	86.6%	87.5%	88.1%	88.3%	88.3%
	播磨町	87.9%	88.5%	88.0%	89.6%	90.1%
	圏 域	87.3%	88.0%	88.0%	88.9%	89.2%
資源化率	稲美町	16.8%	17.0%	16.8%	16.0%	16.6%
	播磨町	18.8%	18.9%	18.5%	18.6%	19.4%
	圏 域	17.8%	18.0%	17.6%	17.3%	18.0%

※最終処分量は、焼却残渣及び破碎処理不燃物、不燃物(稲美町最終処分場扱い)を含みます。
 ※資源化量には、中間処理後の再生利用量を含みます。

家庭系ごみの年間排出量の推移(実績)

単位:t

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
可燃ごみ	稲美町	6,294	6,002	5,430	5,433	5,295
	播磨町	6,988	6,829	6,370	6,246	6,102
	圏 域	13,282	12,831	11,800	11,679	11,397
不燃ごみ	稲美町	241	250	248	250	263
	播磨町	164	166	162	171	179
	圏 域	405	416	410	421	442
粗大ごみ	稲美町	305	314	323	346	409
	播磨町	445	452	472	473	561
	圏 域	750	766	795	819	970
資源ごみ	稲美町	625	636	225	258	242
	播磨町	753	500	517	564	434
	圏 域	1,049	752	742	822	676
家庭系ごみ 総排出量	稲美町	7,136	7,202	6,226	6,287	6,209
	播磨町	8,350	7,947	7,521	7,454	7,276
	圏 域	15,486	15,149	13,747	13,741	13,485
うち資源化量	稲美町	1,773	1,719	1,706	1,696	1,649
	播磨町	1,980	1,771	1,731	1,762	1,758
	圏 域	3,753	3,490	3,437	3,458	3,407

※資料:一般廃棄物実態調査結果

※資源化量には、中間処理後の再生利用量を含みます。

※集団回収量を含みます。

事業系ごみの年間排出量の推移(実績)

単位:t

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
可燃ごみ	稲美町	2,554	2,720	3,011	3,182	3,086
	播磨町	1,780	1,732	2,083	2,061	2,084
	圏 域	4,334	4,452	5,094	5,243	5,170
粗大ごみ	稲美町	21	23	22	25	24
	播磨町	69	59	63	74	71
	圏 域	90	82	85	99	95
資源ごみ	稲美町	58	103	131	105	140
	播磨町	178	351	308	259	354
	圏 域	236	454	439	364	494
事業系ごみ 総排出量	稲美町	2,633	2,846	3,164	3,312	3,250
	播磨町	2,027	2,142	2,454	2,394	2,509
	圏 域	4,660	4,988	5,618	5,706	5,759
うち資源化量	稲美町	58	103	131	105	140
	播磨町	178	351	308	259	354
	圏 域	236	454	439	364	494

※資料:一般廃棄物実態調査結果

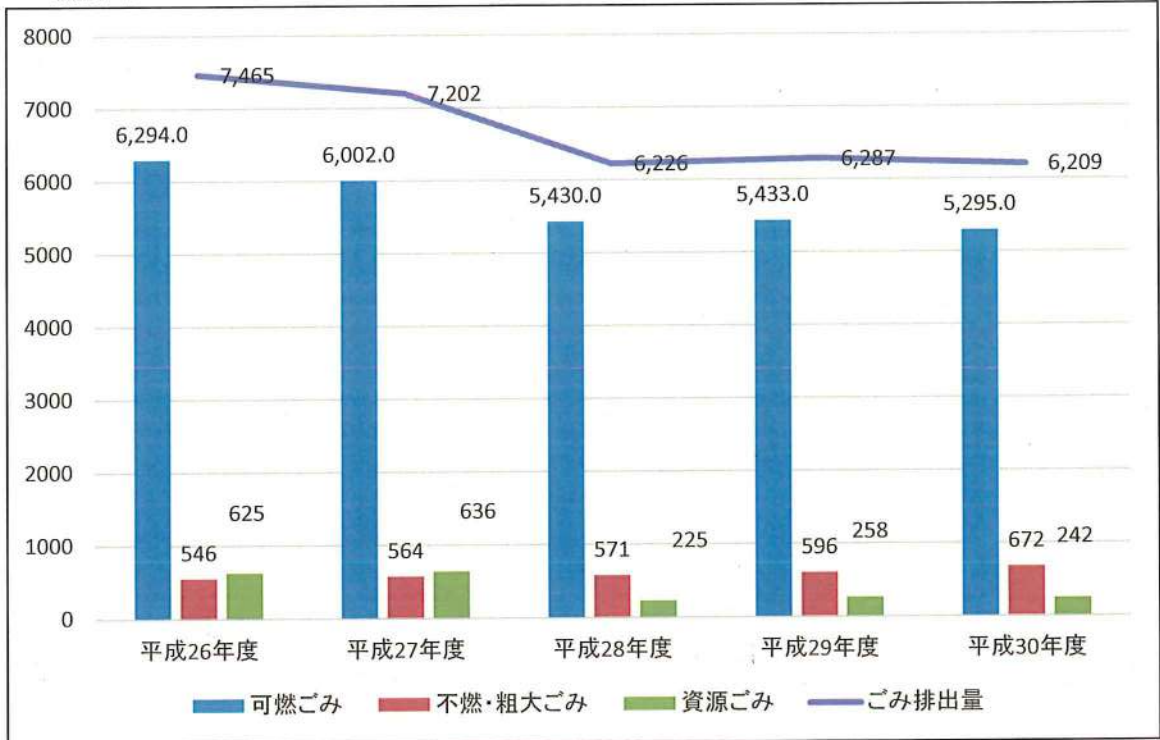
※資源化量には、中間処理後の再生利用量を含みます。

(年間排出量)

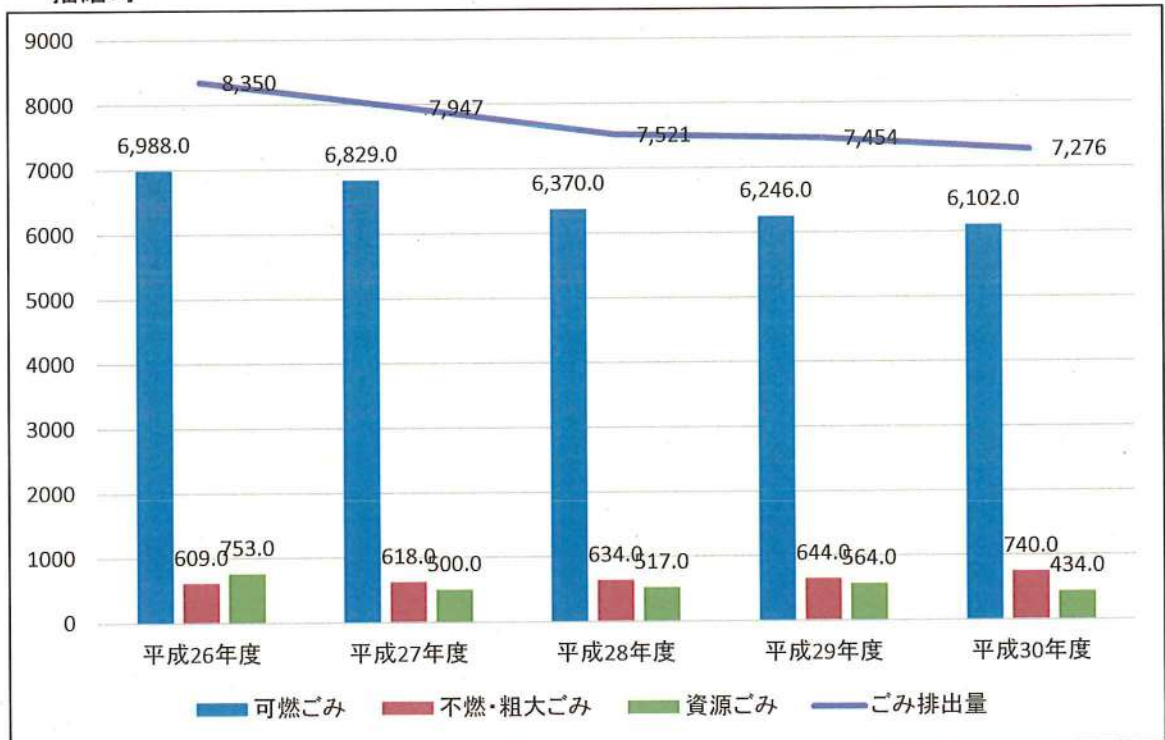
本圏域における過去5年間の年度別ごみ排出量を図に示します。

①家庭系ごみ

稲美町



播磨町



※資料:一般廃棄物実態調査結果

家庭系ごみ=計画収集量 + 直接搬入量

家庭系ごみ排出量=可燃ごみ量 + 不燃・粗大ごみ量 + 資源ごみ